

鳴沢村定住促進奨学金返還支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、奨学金を返還する者の就労初期における経済的負担を軽減し本村への定住を促進するため、奨学金を返還する者に対し、予算の範囲内において鳴沢村定住促進奨学金返還支援補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、鳴沢村補助金等交付規則(平成3年鳴沢村規則第5号。第13条において「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 大学等 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学、大学院、短期大学、専門職大学、専門職短期大学、高等専門学校、専修学校(専門課程に限る。)をいう。

(2) 就業 次のいずれかに該当することをいう。

ア 雇用契約を締結しており、雇用保険法(昭和49年法律第116号)第60条の2第1項に定める一般被保険者(1週間の所定労働時間が30時間未満の者を除く。)又は国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条に定める国家公務員若しくは地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条に定める地方公務員として就業すること。

イ 自ら事業を営む者又は農業を営む者(その事業専従者(所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第3項に定める事業専従者をいう。)を含む。)で1週間の労働時間が30時間以上従事すること。

(3) 定住 本村の住民基本台帳に記録され、かつ、本村に居住し生活の本拠地とすることをいう。

(交付の対象となる奨学金)

第3条 補助金の交付の対象となる奨学金は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 独立行政法人日本学生支援機構が貸与する奨学金のうち、第1種及び第2種の奨学金

(2) その他村長が認める貸与型奨学金

(交付対象者)

第4条 補助金の交付対象となる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

(1) 大学等に進学し、在学している期間に前条に規定する奨学金の貸与を受けた者

(2) 大学等を卒業した者で、第7条第1項に規定する申請をしようとする日の属する年度の末日時点において満30歳未満の者

(3) 定住している者

(4) 就業している者

- (5) 世帯の全員が村税その他村に対する納付金を滞納していない者
- (6) 奨学金の返還金を滞納していない者
- (7) 令和6年4月1日以後に奨学金の返還を始めた者
- (8) 本村に5年以上定住する意思を有する者
- (9) 世帯の全員が鳴沢村暴力団排除条例（平成24年鳴沢村条例第9号）第2条第3号に規定する暴力団員等でない者
- (10) 過去に交付対象者となっていない者

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、第7条の規定による申請をする年度内に返還すべき奨学金の返還金の額（次条に規定する対象交付月数の範囲内のものに限る。以下「返還金額」という。）とする。ただし、第7条の規定による申請をする年度において、当該年度内に奨学金の返還を行う者が村内に定住した期間が1年に満たない場合は、返還金額を定住月数（1月に満たない月は、切り捨てるものとする。）で按分した額（100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を、補助金の額とする。

- 2 繰上返還及び返還期限猶予中による奨学金の返還額は、前項に規定する返還金額に含まないものとする。
- 3 第1項の補助金の額は、1年度につき20万円を限度とする。ただし、他の奨学金返還支援制度を利用している場合は、当該支援制度で補助された額を、この要綱による補助金の額から減じるものとする。
- 4 第1項の補助金の額には、奨学金の返還に係る利子相当額は含めないものとする。
- 5 補助金の額に100円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

（補助対象交付月数）

第6条 補助対象となる交付月数は、継続した60月分を限度とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付の決定を受けている者が、第4条に規定する要件を満たさなくなった場合は、その事由が発生した日以後の期間に係る補助金は交付しない。ただし、村長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、鳴沢村定住促進奨学金返還支援補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、補助金の交付を受けようとする年度の12月末までに、村長に提出しなければならない。

- (1) 大学等が発行する卒業を証明する書類（初回申請時に限る。）
- (2) 奨学金を返還する金額、返還開始日、返還期間等が確認できる書類（初回申請時に限る。）
- (3) 勤務先及び就業年月日等を証する書類又は自営業を行っていることが確認できる書類
- (4) その他村長が必要と認める書類

2 申請年度を超えて引き続き補助金交付を受けようとする場合には、新たに前項の規定による申請を行わなければならない。

(交付の決定及び通知)

第8条 村長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、交付の可否を決定したときは、鳴沢村定住促進奨学金返還支援補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 村長は、前項に規定する通知に、必要な条件を付することができる。

(中止等の届出)

第9条 交付決定者は、交付決定の通知を受けた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、鳴沢村定住促進奨学金返還支援補助金中止（休止）届出書（様式第3号）を村長に提出しなければならない。

- (1) 村外へ転出したとき。
- (2) 第4条第1項第4号から第9号に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (3) その他補助金の交付を中止し、又は休止しようとするとき。

(実績報告)

第10条 交付決定者は、補助金の交付決定を受けた年度内に返還すべき奨学金を全て返還したときは、補助金の交付決定を受けた年度の翌年度の4月10日までに、鳴沢村定住促進奨学金返還支援補助金実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、村長に提出しなければならない。

- (1) 奨学金の返還の事実を証する書類
- (2) 在職証明書（様式第5号）
- (3) その他村長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 村長は、前条の規定による報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、鳴沢村定住促進奨学金返還支援補助金確定通知書（様式第6号）により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第12条 交付決定者は、前条の規定による通知を受けた日から起算して10日以内に、鳴沢村定住促進奨学金返還支援補助金請求書（様式第7号）を村長に提出しなければならない。

2 村長は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第13条 村長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けたことが判明したとき。

(2) 規則又はこの要綱に違反する行為があったとき。

(3) 第10条の規定による報告又は前条第1項の規定による請求を期日までに行わないとき。

2 村長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、鳴沢村定住促進奨学金返還支援補助金交付決定取消通知書（様式第8号）により、当該取消しをした旨を交付決定者に通知するものとする。

3 村長は、第1項の規定による取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

（失効）

2 この告示は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付決定がなされた者に対する補助金の交付については、なお従前の例による。